

(8) 土木学会受託研究取扱規程

昭和45年7月24日	制 定
昭和46年8月27日	一部改正
昭和51年2月27日	〃
平成6年3月18日	〃
平成7年5月16日	〃
平成18年7月21日	〃
平成23年7月15日	〃
平成24年1月20日	〃
2020年11月20日	〃
2022年3月18日	〃

(総 則)

第1条 土木学会が外部からの委託申し出によって、調査、研究、試験等（以下「受託研究」という。）を受託する場合は、この規程によるものとする。

(受託研究の要件)

第2条 受託研究は、土木工学および土木技術の進展に寄与し、かつ、高度の学識・技術経験を要すると認められるものでなければならない。

(委託申し出)

第3条 委託申し出は、委託者の提出する委託研究申請書（様式1）による。原則として、依頼された部門、技術推進機構および支部を委託の担当とする。

(受託の諾否)

第4条 委託申し出に対する受託の諾否は、担当部門、技術推進機構、または担当支部での審議を経て理事会で決める。ただし、軽微なものについては、会長が決めることができる。また、担当部門、技術推進機構、または担当支部において、委託申し出の内容により事前に不適當もしくは不備と認めた場合、理事会の審議を経ずして、委託者に受託の拒否もしくは委託研究内容の見直しができるものとする。

2 受託の諾否にあたっては、特定の個人又は団体の利益に関わるものでないことを十分精査するものとする。

(契 約)

第5条 委託研究を受託したときは、契約書を作成し、委託者、受託者おのおのその1通を保有するものとする。

2 契約に先立ち、見積書等の受託金額に係る書類を提出する必要がある場合は、原則として、事前に、会長の承認を得ることとする。

3 契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- ①受託研究の名称
- ②受託研究の目的および細目
- ③受託研究の実施期間
- ④受託研究に要する予定経費
- ⑤前号の経費の支払条件および清算に関する事項
- ⑥契約の変更に関する事項
- ⑦報告書に関する事項
- ⑧工業所有権、著作権の帰属等の取扱
- ⑨その他必要と認める事項

(委員会)

第6条 受託研究を処理するため、必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

2 受託研究を処理する委員会の委員の選定、運営にあたっては、委託者との利益相反に十分に配慮する。

(受託費)

第7条 受託研究に要する予定経費（以下「受託費」という。）は、これをわけて直接費と管理費とする。

直接費とは受託研究のために直接必要とする経費をいい、管理費とは、人件費、借地料、減価償却費、光熱水道費、通信費、事務用品費等で、事務局の一般経費と区分が困難な経費をいう。

2 直接費のうち、謝金、旅費、交通費等は、別に定める基準による。

(管理費)

第8条 管理費は、直接費の33%とする。ただし、委託者に管理費について別に定めのある場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

(成果)

第9条 受託研究が完了したとき、または中間において必要が生じたときは、成果を委託者に提出するものとする。

2 成果は、原則として一般に公表する。ただし、公表にあたっては、予め委託者と協議するものとする。

(前納金)

第10条 受託費の納付は、原則として一括または分割、前納とする。

2 契約方式により、後納とすることができる。

(精算)

第11条 受託研究が完了し、第8条による成果を提出したときは、すみやかに受託金の精算を行うものとする。

(帳簿)

第12条 本会は、受託研究ごとに帳簿を備え付け、受託、契約等の年月日および受託費出納の年月日、金額、その他必要事項を記録するものとする。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則（昭和45年7月24日 理事会制定） この規程は、昭和45年8月1日から施行する。

附則（昭和46年8月27日 理事会議決） この変更規程は、昭和46年8月27日から施行する。

附則（昭和51年2月27日 理事会議決） この変更規程は、昭和51年2月27日から施行する。

附則（平成6年3月18日 理事会議決） この変更規程は、平成6年3月18日から施行する。

附則（平成7年5月16日 理事会議決） この変更規程は、平成7年5月16日から施行する。

附則（平成18年7月21日 理事会議決） この変更規程は、平成18年7月21日から施行する。

附則（平成23年7月15日 理事会議決） この変更規程は、平成23年7月15日から施行する。

附則（平成24年1月20日 理事会議決） この変更規程は、平成24年1月20日から施行する。

附則（2020年11月20日 理事会議決） この変更規程は、2020年11月20日から施行する。

附則（2022年3月18日 理事会議決） この変更規程は、2022年3月18日から施行する。

委託研究申込書

(西暦)年 月 日

公益社団法人 土木学会
会 長 殿

委託申込者
住所
所属
氏名 印

土木学会受託研究取扱規程の定めるところにより、下記により委託いたしたいので、ご承諾下さるようお願い申し上げます。

1. 委託研究名称：
2. 委託研究申込の趣旨及び内容の概要：
3. 委託期間：(西暦)年 月 日より (西暦)年 月 日まで
4. 委託金額 (予定)
5. 最終成果物の公開の可否
6. 特に学会に要請する理由
7. 依頼部門 (委員会) または支部
8. 委員会 委員構成 (案) (会員、非会員を明記)